

## ◎各種届出用紙について

入会申込書、退脱届兼給付請求書、届出事項訂正変更届などの各種届出用紙は当会ホームページからダウンロードしてお使いください。  
※新元号のコード番号は【5】と設定します。

Yahoo!等の検索サイトで   トップページ右側の

### <<注意!!>>

以前ご利用いただいていたOCR専用紙(赤色枠付き用紙)のコピーや、独自で作成した用紙では機械読込が出来ません。必ず、当会がご提供している用紙をご利用ください。

## ◎一般給付金請求書用紙について

新元号対応の一般給付金請求書を同封しております。現在お手持ちの請求書もご利用いただけますので、宜しくお願い致します。また、在庫が無くなりましたら、一般給付金請求書と人間ドック助成金申請書については、共済会まで連絡し、取り寄せてください。

## 「自然より」

信州・信濃町より コーリギー

先月号で書きました…自然の中に行くと、森に入ると、脳にどういふ変化が起きるのか、単に癒されるだけでなく仕事の効率はどうか、注意力の回復や創造性の向上・興味の向上はどうか、という研究結果を今月号ではデータを示してお知らせしたいと思います。

まず、都会で働いている方はものすごい刺激の中に日々さらされています。特に視覚は圧倒的な情報量にさらされ続け、その処理だけでも知らないうちに大変な疲れを生んでいます。それに比べ自然の中というのは情報量が少ないだけでなく、角がなく丸いものが多く目や心が休まります。ですので自然の中では心穏やかに快適性を保ちながら作業が行えるのです。脳波測定でこの傾向は証明され約7割以上の方に顕著に見られました。

さらに、興味が高まり活性化している傾向も8割の方に見られ、その割合は自然の中に来ただけで40%上昇し、森林セラピーを行った後では55%まで高まっていました。また作業をする上での快適性の項目も18%アップしていました。

このことから自然の中にはいることは、新しい発想が生まれやすくなると同時にハイパフォーマンスを生み、結果ストレスチェックの結果の改善にも効果的だということがわかりました。

ぜひ自然の中へ入ると同時に、多種多様な働き方のひとつとしてリモートワークに興味を持ってみませんか？

## 引き続き募集しております

前号(vol.216)よりご案内しております、各事業につきまして、引き続き募集しております。ご希望の方は申込締切までにお申してください。詳細および申込書は、大阪民間共済会ホームページにてご確認ください。



## 施設職員 バレーボール大会

- ◎開催日時 令和元年7月7日(日)
- ◎申込締切 令和元年6月10日までにお申してください。

## Koi恋パーティー

- ◎開催日時 令和元年7月21日(土)
- ◎申込締切 令和元年6月20日までにお申してください。

## 永年会員に対する記念品の贈呈について

永年会員に対する記念品の贈呈については、毎年6月30日と12月31日基準で永年会員(通算で15年・25年・35年に達した方)となられた方を対象に記念品を贈呈しております。

いったん退会した会員でも、再加入したことにより通算で15年・25年・35年に達した方も対象としております。再加入で対象となる方は、通算の在会年数を把握できておりませんので、御本人からの「共済会加入期間通算依頼書」が必要となります。

通算依頼書については、ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、ご提出をお願い致します。

ホームページアドレス

([http://www.kyosaikai.or.jp/index\\_1.html](http://www.kyosaikai.or.jp/index_1.html))

### ※ご注意

過去に在会されていた加入期間が本会で確認できない場合もございます。その場合、退職された法人の証明をお願いすることがあります。

### 大阪民間社会福祉事業者共済会 永年会員に対する記念品贈呈規程

(目的)

1. この規程は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業者共済会(以下「共済会」という。)の永年会員に対し、記念品を贈り、永年勤務の労に報いることを目的とする。

(永年会員)

2. 永年会員とは、次の事項の一つに該当した者をいう。

- (1) 共済会会員として通期で15年に達した者
  - (2) 共済会会員として通期で25年に達した者
  - (3) 共済会会員として通期で35年に達した者
- ただし、再加入期間も通期に含めることができる。

(記念品)

3. 記念品の額は、次の表に定める基準とする。

永年会員	記念品
15年に達した者	50,000円相当の記念品
25年に達した者	70,000円相当の記念品
35年に達した者	100,000円相当の記念品

(贈呈の方法)

4. 記念品の贈呈は、毎年6月30日と12月31日時点で永年会員となっている者を対象に、理事長から会員の所属する施設の長を通じて、これを行なう。ただし、再加入で永年会員になった者については、本人の申し出により対象とする。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

## ◎記念品の発送方法が変更になっております。

これまで、退職者様で上記該当される方の記念品は、最終所属された施設長様宛に送付し、お渡しをお願い申し上げておりましたが、ご不便をおかけしていますことに鑑み、平成29年度後期から、当会から退職者様へ直接送付するよう変更させて頂きましたので再度ご案内申し上げます。

